資料3

**令和元年度　大阪府障がい児者虐待防止支援専門委員会について**

**１　設置根拠**

　障がい者虐待防止推進部会運営要綱第６条第２項の第５号に規定する「その他障が

い児者虐待の防止のために必要な事項」として、障がい者虐待の対応状況に係る課題

等について調査審議するため、同条に基づき設置。

**２　開催状況**

令和元年７月30日

**３　専門委員会委員名簿**

【部会長指名委員**】**

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 職　　名 |
| 内田　勉 | 大阪府警察本部　生活安全部生活安全総務課  人身安全対策室　人身安全情報担当課長補佐 |
| 小山　操子 | 弁護士 |
| 津田　耕一 | 学校法人玉手山学園　関西福祉科学大学　教授 |
| 原田　徹 | 社会福祉士 |
| 東野　弓子 | 大阪手をつなぐ育成会　理事 |
| 松岡　健一 | 太子町　健康福祉部　福祉課長 |
| 森川　護 | 摂津市　保健福祉部　障害福祉課長 |

　　　　　　　　　　（敬称略　五十音順）

＜裏面へ＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 主な意見 | 府の対応 |
| 1 | ○障がい者虐待の発生要因として考えられる、虐待者の知識・理解の不足への対応策として、虐待防止の観点から、学校教育との連携が必要であり、教育を通じて虐待に関する理解促進を図っていくべきである。 | 🔴　大阪府では、発達段階に応じて、障がい理解教育を推進している。  （教育庁市町村教育室小中学校課、教育庁教育振興室高等学校課）  🔴　特に小学校では、障がい理解を深めるための広報・啓発ツールとして「大阪ふれあいおりがみ」等を作成し、活用を図っているところ。（福祉部障がい福祉企画課）  🔴　今後とも、上記取組みの推進に取り組んでまいる。 |
| 2 | ○虐待者に知識や情報を伝えるために、各市町村でリーフレットや広報誌への掲載、虐待防止の講習会に取り組んでいるが、周知したい養護者への啓発が進んでいない。また、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待について、それぞれの周知啓発となっている。虐待防止などの周知啓発について、府と市町村が連携して取り組むことも必要ではないか。 | 🔴　大阪府では、障がい者虐待防止の啓発用のリーフレットを作成し、様々な研修の機会を通して配布している。また、作成したリーフレットは府内市町村に配架して頂いている。  （福祉部障がい福祉企画課）  🔴　都道府県障害者権利擁護センター（大阪府）、市町村障害者虐待防止センター（市町村）は、「障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと」とされており、府及び府内市町村で周知啓発に取り組んでいる。（福祉部障がい福祉企画課）  🔴　府が実施する、市町村を対象とした虐待防止研修において、市町村の管理職に対して、より一層の周知啓発について働きかけてまいる。（福祉部障がい福祉企画課）  🔴　また、障がい者虐待防止推進部会の委員として、市長会、町村長会にも参画頂いているので、部会の中でも議論していきたい。（福祉部障がい福祉企画課） |
| 3 | ○夕方・夜間や土日にヘルパーが入れないことがあるが、障がい者と過ごす時間が長いと虐待につながることがある。しかし、レスパイトですぐに受け入れてくれる施設がない。この現状に対し、行政として支援策を講じることが必要ではないか。 | 🔴　介護者が不在となる障がい者の緊急時の受け入れについては、市町村で地域生活支援拠点等の整備が進められているところであり、府としても整備促進の取り組みを進めているところ。  　（福祉部生活基盤推進課）  🔴　市町村が、各地域の障がい者のニーズを踏まえた事業展開を行なえるようにするため、府は国に対して、地域生活支援事業への十分な財源措置等について働きかけている。  （福祉部地域生活支援課、福祉部障がい福祉企画課） |
| 4 | 〇虐待者の認識不足に関する要因に対しては、周囲の見守りが必要。相談支援専門員の方々に研修などを行うことにより、自分たちが通報のキーパーソンだと周知していくべきではないか。 | 🔴　大阪府相談支援従事者研修において、相談支援専門員に、障害者虐待防止法と大阪府の取り組みについての講義を実施している。その中で、相談支援専門員は障がい者虐待の早期発見・早期通報に努める立場にあることを周知し、障がい者虐待防止の啓発用リーフレットを配布している。  　（福祉部障がい福祉企画課、福祉部地域生活支援課）  🔴　今後も、相談支援従事者研修での講義を継続し、研修内容の精査を進め、相談支援専門員が、地域における障がい者虐待の未然防止・再発防止に努めていく立場であることを周知していく。  （福祉部障がい福祉企画課、福祉部地域生活支援課） |
| 5 | 〇障がい者虐待防止推進部会の開催時期は、府の予算要求の時期に合わせるべきではないか。また、虐待防止推進部会を年2回開催するということも考えられるのではないか。 | 🔴　現在、障がい者虐待防止推進部会は、国調査の公表、府の障がい者虐待に関する公表を踏まえて、例年2月頃に開催している。（福祉部障がい福祉企画課）  🔴　今後の運用については、今年度の障がい者虐待防止推進部会での議論を踏まえて検討したい。部会の進め方については、事務局からの報告を短くし、委員の議論の場となるようにしたい。  　（福祉部障がい福祉企画課） |